

香芝・王寺環境施設組合監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成31年3月28日

香芝・王寺環境施設組合監査委員 高津孝至

香芝・王寺環境施設組合監査委員 中村良路

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田 弘明 様

監査委員 高津 孝至

監査委員 中村 良路

## 監査結果報告

「香芝・王寺環境施設組合の一般廃棄物収集運搬業者に対する処分について」

地方自治法第199条第2項の規定により、香芝・王寺環境施設組合（以下「組合」といいます）が行う一般廃棄物収集運搬業者に対する処分に関して、行政監査を行いましたので、その結果について下記にご報告いたします。

（以下、本文は、敬称略及び論文調で記述させていただきます。）

## 記

### 1. 監査対象（監査テーマ）「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分について」

#### 1-1. 監査テーマ選定の理由

平成30年11月30日例月監査の機会に、同年2月13日付で受理した住民監査請求で指摘された事項、すなわち、一般廃棄物収集運搬業者による搬入制限違反のうち組合加入市町以外から出される廃棄物の搬入（以下「越境搬入」という）に関連して、その後の越境搬入問題への対応状況を聴取したところ、香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則（以下「搬入規則」という）を4月1日付で改正した旨説明を受けた。

そこで、事業者による違反事実が判明した場合に、組合の事業事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを確認するために本件監査を実施することとした。

2. 監査の範囲 平成30年4月1日から同年10月31日までに執行された事務事業（一部過年度分も含む）

3. 監査期間 平成30年12月20日から平成31年2月28日まで

#### 4. 監査方法

監査テーマに関して、組合の事業管理並びに事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査した。

なお、組合加入市町の条例、規則等（以下「例規」という）については、考察の混乱を避けるため代表して香芝市の例規を基本に調査検討し、必要に応じて王寺町に及ぶこととした。よって本報告においては、香芝市の例規を比較対象として記載している。

## 5. 監査結果

### (改善を求める事項)

現行の搬入規則では、それぞれの組合加入市町において許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という）が、それぞれの組合加入市町において行政処分を受けた場合又は搬入規則に違反した場合に、組合が独自に行政処分することができる状態となっている。

これについては、廃棄物処理及び行政手続に関する法令（法及び関係条例、規則等をいう）及び香芝・王寺環境施設組合格約（以下「組合格約」という）の趣旨に則り、あわせて組合加入市町の本施策所管部局の役割・権限と整合するよう、規程の見直しを行うべきである。

すなわち、廃棄物の共同処理を行う執行機関である組合として許可行政に係る事務をどこまで実施しなければならないのか、速やかに関係機関と協議の上、あらためて組合の役割・権限の位置づけを明確にした上で、必要な規程の見直しを実施されたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

## 6. 監査内容の詳細

### (1) 組合事業の概要

- ・組合は、組合加入市町のために「ごみ焼却施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で処理する」（組合格約第3条（共同処理する事務））ことを目的に設立され、昭和57年6月に現在の施設を竣工し事業を行っている。
- ・搬入規則では、第3条で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に規定する産業廃棄物（第1項第1号）や、管理上支障があると認める有害物質・爆発物等の危険物（第2項各号）の搬入を禁じ、そして第1項第2号で組合加入市町以外から出される廃棄物の搬入、すなわち越境搬入を禁じている。
- ・ところで、平成30年4月1日改正前の旧搬入規則では、管理者は、搬入者のうち搬入規則第2条（搬入条件）又は第3条（搬入の制限等）に違反していると認める者であって、注意指導後に行うさらなる警告にも従わない者に対しては、期限を付して施設への搬入を禁止できると、管理者に処分権限が存することのみを抽象的に規定していた。
- ・このような状況の中、香芝市の許可業者のうち1社が、少なくとも平成29年4月から同年5月にかけて許可条件に違反する行為があったとの事実が確認され、香芝市から平成30年1月26日付で、同年2月16日から3月17日まで30日間の事業停止処分を受けた。この事業停止処分を踏まえて、組合においても、同年1月26日日付で当該許可業者に対して、香芝市が処分した期間においては事業系一般廃棄物の組合への搬入ができない旨、注意喚起を通知した。
- ・その後、組合として、廃棄物受入時点で越境搬入が判明した際の対処を強化する目的及び組合加入市町での行政手続条例の趣旨\*1に則って、平成30年4月1日付で搬入規則を改正し、第6条において、行政指導及び行政処分を課す場合（行政処分の基準）を明示した。
- ・その後は、本件監査実施時点まで、許可業者による越境搬入他の違反行為が判明して行政処分を課したというような事実はない。

\*注1：「行政手続条例の趣旨」とは、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とした、各組合市町での行政手続条例の趣旨をいう。

## (2) 検出事項

搬入規則条文及び同規則改正に係る新旧対照表の提出を受けて規定内容を精査の上、平成 30 年 12 月 20 日、平成 31 年 1 月 25 日及び 2 月 28 日の各例月監査の機会を通じて、搬入規則の運用解釈を明確にするため、改正規定の作成理由及び法的根拠等について説明を求めたところ、以下の事項が認められた。

### (2) - 1. 行政処分権限の法的根拠のあいまいさ

組合加入市町の例規と比較しても、組合の行政処分権限に係る規定構造が不整合であって、法的根拠があいまいなものとなっている。

#### ①搬入規則第 6 条（違反者に対する処分）について

- 例えば、改正後の搬入規則第 6 条において、管理者は、組合加入市町の行政処分とは別個に独自で、違反した許可業者に対して一定期間搬入停止等の行政処分を課することができる旨を定めているが、当該行政処分権限の根拠規定は記載されておらず、関係法令から適正に委任されたものか否かが判然としない。
- 「別個に独自で」とは、すなわち、搬入規則第 6 条第 1 項で、許可業者が組合加入市町において許可業務に関し行政処分を受けた場合は、当該処分内容を「勘案した」処分を行うものとし、また第 2 項で、「前項の行政処分に至らない事項であっても」管理者が搬入規則第 2 条（搬入の条件）又は第 3 条（搬入の制限等）に違反していると認めた場合には、一定期間の搬入停止処分等を行うことができると規定していることをいう。
- ここで「勘案」とは、組合加入市町でなされた処分と同一の処分を課すのではなく、その他諸般の事情をも独自に考えあわせて処分を決定できる余地を残しており、「至らない事項であっても」処分等を行うとは、文字どおり独自に認定し行うことをいう。
- 搬入規則第 6 条第 2 項の規定には、一応法律に規定する産業廃棄物（第 3 条第 1 項第 1 号）や香芝・王寺環境施設組合手数料条例に規定する手数料を滞納（第 2 条第 8 号）など、法令・例規を受ける文言は見られるが、根本のところ、例えば第 1 条の搬入規則の趣旨やその他の条文において、法や条例・規則等を引用するとの規定を置いていないため、法令の明確な委任なくして管理者が行政処分を行えることになるのではないかという疑問が生じる。
- なお、改正後の搬入規則において、旧規則では抽象的であった処分等の基準を明確に示したことは、行政手続条例の趣旨に沿い行政運営における公正の確保と透明性の向上に資する、意義の高いものであることは、あらためて付言しておきたい。
- また、搬入受入時点で搬入規則違反が判明した場合に、その場で受け入れを拒否することは、ここでいう行政処分にはあたらざる当然の措置であることも念のために付言しておく。

#### ②組合加入市町における例規の構成との違い

- 参考までに、香芝市における許可業者に関連する行政行為、すなわち事業の許可、指導監督及び行政処分に関する例規の構成を見ておく。香芝市では法第 7 条（一般廃棄物処理業）の定めにより市長が条件をつけて事業を許可し、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「廃棄物条例」という）第 26 条（規則への委任）に基づく香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という）第 21 条（許可の取消し等）、さらに条例施行規則第 26

条に基づく香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱第7条（許可の取消し及び停止）の定めによって、具体的な基準を示しながら違反者に業務停止等の処分を行うこととしている。つまり法令から明確に委任を受けて行政処分を行う規制構造になっている。

- ・なお、行政処分については香芝市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分取扱基準（市民衛生課要綱・通知）をH30年4月1日に定めて、この中で第3条「組合から搬入停止処分等を受けたことにより目的を達成できたと市長が認めた場合は、この限りでない」としていた。
- ・許可業者に関連する行政行為例規の構成は、王寺町においても（条文の内容は若干の相違が見られるが）、条例、規則、要綱、基準等において、概ね同様の形となっている。

#### (2)－2. 組合規約を行政処分権限の根拠とした場合の問題

組合管理者の行政処分権限の根拠が組合規約にあるとして、組合加入市町とは別個に独立して又は平行して行政処分が行われると解釈した場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可及び指導監督の所管部局と組合とで一部事務の執行が重複し、結果、事業の申請者その他許可に関わる第三者に無用な混乱又は負担を生じさせるおそれがある。

- ・地方自治法で地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、組合に加入する普通地方公共団体に関する規定を準用するものとしており（法第292条）、一部事務組合の規約に記載された事項は「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるもの」に該当すると解されている。したがって、規約の規定は、当該一部事務組合に優先的に適用される。
- ・ところで、組合規約には、行政処分あるいは管理者の権限については規定されておらず、事務の執行に関しては第3条（共同処理する事務）に「組合は、ごみ焼却施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で処理する」と定めているのみである。
- ・この規定の「管理運営に関する事務」の中に、法第7条（一般廃棄物処理業）の定めを受けて組合加入市町の長が有している行政処分権限まで含まれると解釈するのは相当に無理があると思われるが、万一その解釈つまり、行政処分を含む許可業者に対する諸権限が、一部事務組合の「共同処理事務」の範囲内に含まれるものとするれば、今度は地方自治法第284条第2項の規定から、共同処理するものとされた事務は、組合を構成する地方公共団体の権能から除外されると解されているので、一般廃棄物収集運搬業の許可及び指導監督の所管部局と組合とで、一部の事務の執行が重複し、結果、事業の申請者その他許可に関わる第三者に無用な混乱又は負担を生じさせるおそれがある。
- ・なおこの観点から他地域の地方公共団体においては、一部事務組合に事業許可権限も委譲して、組合で許可業者の指導監督及び違反者に対する行政処分権限まで全てを行えるようにしている例もみられるところである。それであれば行政の事務が一貫整合しているものといえる。

#### (3)（補足意見）検出事項から想定されるリスク

上記（2）で述べたように、法的位置づけがあいまいなままであれ、組合規約を根拠にするのであれ、組合加入市町とは別個に独立して又は平行して行政処分が行われるとすると、結局事務

の執行の場面では、一般廃棄物収集運搬業の許可及び指導監督の所管機関が二重になることで、事業の申請者その他許可事業に関わる第三者に無用な混乱を生じさせるおそれがある。

これによって想定されるリスクを、補足的に以下に例示する。

①許可業者に対する指導監督を経ずに、不利益処分のみを課すことが規制行政の目的に適うか  
(適合性のリスク)

- ・組合加入市町では、廃棄物処理の規制行政については、事業許可に始まり、その後は収集先の申告と毎月の実績報告を受け、指導監督する等の段階を通して規制の効果をあげる形になっているが、組合では組合規約に特段の定めがないため、これらの行政機能をどう遂行するのか判然としない。そして、現場で越境搬入等の違反を発見した事実のみをもって搬入停止の不利益処分を課すことが、廃棄物の適正処理及び環境等について望ましい秩序を作り出すという行政目的に適うのか、適合性が疑われる。

②許可業者に対して所管窓口二重化のリスク

- ・例えば、許可業者が行った1つの規則違反に対しては、組合加入市町に通知し意見聴取されるものの(搬入規則第6条第4項)、市で課した停止処分を超えて、あるいは別の期間の停止処分を、組合が課すことも規定上はあり得ることになる。そして、別の期間を停止処分にすると、合計で結果的には過剰な停止処分となることもあり得る。このことは、現実には市と組合両者間で不利益処分の執行調整が行われるとしても、処分を課される側から見れば、少なくとも個々の窓口にお伺いを立てなければならないという二重負担の問題が生じることになる。
- ・なお、搬入規則には、違反者に対する処分の規定はあるが、違反者に弁明等の機会を与える規定は見あたらないので、行政手続的に不備があるともいえる。
- ・この点、香芝市の条例施行規則には、不利益処分を課す場合には、あらかじめ、当該処分を受けべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるとの明示規定がある(第21条第2項)。

③組合加入市町の住民その他の関係者にとっての所管窓口二重化のリスク

- ・組合が組合加入市町とは別個に独立して又は平行して行政処分が行われるとすると、組合加入市町内の住民にとっては二重の申し立てができる、あるいは住所外の組合加入市町に拠点を持つ許可業者を対象にして申し立てを行うことも可能になるのではないかと、との疑問が生じる。
- ・例えば、王寺町の住民が、香芝市の許可業者の越境搬入違反を発見して組合管理者に搬入停止の処分を行うよう申し立てる場合には、あたかも当該王寺町の住民が香芝市長に対して許可業者の停止処分を行うよう申し立てるのと同じ効果を生ずることになるのではないかと。
- ・このことは、地方自治の原則、住民参加の趣旨から逸脱しているように疑われる。
- ・ところで、組合による搬入停止の不利益処分権限は、組合加入市町の条例等に根拠をみることはできないと先に述べたが、ここであえて、例えば香芝市の廃棄物条例や組合設置条例から導かれるものとしたら、今度は香芝市行政手続条例第35条の2によって、住民でなくとも「何人」でも法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分を、処分権限を有する組合管理者に対して求めることができるのではないかと、という疑問が生じる。

(4) (補足意見) 今後の対応措置への提言

①将来の施設運営体制を考慮に入れること

- ・現在、施設の建替えにより民間事業者が組合施設の運営管理を委託することが予定されているが、廃棄物搬入現場で違反事実を発見したときの対処方法については、受入拒否だけではなく、これまで検討してきたような搬入停止の行政処分権限まで受託事業者を持たせるのかという問題も含めて、違反者への対処方法と適正合理的な施設運営のあり方、それに関連する規程のあり方を吟味すべきものとする。

②一定期間受け入れ拒否の規定化の意義

- ・旧搬入規則では、法令、規則等に違反した許可業者が施設へ廃棄物を搬入しようとした場合の対応、基準が抽象的でもあったので、特段現場で禁止物搬入の事実が発見されない場合でも、一定の場合には受け入れ拒否する必要があることを明示しておくことは、許可業者への警告としても意義が高いと思われる。
- ・例えば、組合加入市町の長が行う停止処分と一体的に連動して、その停止期間中は、適正な搬入物であっても、展開検査等を行うこともなく、受け入れを拒否する旨を規定することなどが考えられる。

以上

■ 参考資料：関連条文等（抜粋、一部加工あり） ■

■ 1：香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則（新旧条文）

旧第6条（違反者に対する措置）

- 1 管理者は、搬入者のうち第2条又は第3条の規定に違反していると認める者に対して、注意指導書により注意し、是正させるものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により注意指導を行ってもなお改善しない者に対しては、警告書により警告するものとする。
- 3 管理者は、前項の警告に従わない者に対しては搬入禁止処分書により期限を付して、施設への搬入を禁止することができるものとする。

新第6条（違反者に対する処分）

- 1 管理者はそれぞれの組合加入市町において許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者が、それぞれの組合加入市町において許可業務に関し行政処分を受けた場合は、当該処分内容を勘案した処分を行うものとする。
- 2 前項の行政処分に至らない事項であっても、管理者が第2条又は第3条に違反していると認めた場合は、次のとおり行政指導又は行政処分をすることができる。ただし、意図的なものと認められない行為（…「軽微な違反行為」という）は、口頭により注意喚起を行うものとする。

\*違反行為の回数とそれに比例する「行政指導又は行政処分」の表を記載している。

- 1 回目＝行政指導書による行政指導、2 回目＝警告による行政指導、3 回目＝搬入停止 10 日間、4 回目＝搬入停止 20 日間、5 回目以降＝搬入停止 30 日間で、以降順次 30 日ずつ加算
- 3 軽微な違反行為であっても、前項の口頭による注意喚起を 30 日以内に 2 回以上行っても是正しない場合は、同項の行政指導又は行政処分をすることができる。
- 4 前 2 項の規定に基づき行政処分を行おうとするときは、組合加入市町に通知し意見を聴くものとする。

■ 2：香芝・王寺環境施設組合同規約

第1条（組合の名称） 省略

第2条（組合の組織） 組合は、香芝市及び王寺町（以下「組合市町」という）をもって組織する。

第3条（共同処理する事務） 組合は、ごみ焼却施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で処理する。

■ 3：香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第22条（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請） 法第7条第1項の許可若しくはその更新…を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。…

第25条（報告の徴収） 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者、事業者その他市長が必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。



**第 26 条**（規則への委任）この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### ■ 4：香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

**第 17 条**（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の基準）法第 7 条第 1 項若しくは第 7 条の 2 第 1 項の許可をする場合の基準は、法に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 申請者が市内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の住所。…）を有し、かつ、引き続き市内に住所を有する者であること。
- (2) 申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (3) 前 2 号のほか、市長が特に定める事項

**第 21 条**（許可の取消し等）市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第 17 条第 1 項に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (4) 事業の全部若しくは一部を休止して著しく市民に迷惑をかけ、又はその事業の休止期間が 1 箇月以上にわたるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に定める事項

第 2 項 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

**第 23 条**（実績報告書の提出）処理業者は、廃棄物の収集若しくは運搬に関する毎月の実績を翌月の 10 日までに実績報告書により市長に報告しなければならない。

**第 24 条**（改善命令）市長は、法第 19 条の 3 の規定により改善命令を行うときは、改善命令書により行うものとする。

**第 25 条**（措置命令）市長は、法第 19 条の 4 第 1 項の規定により措置命令を行うときは、措置命令書により行うものとする。

**第 26 条**（その他）この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### ■ 5：香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

**第 1 条**（趣旨）この要綱は、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 26 条の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業…の許可基準等の細目及びこの業の許可を受けた者（以下「処理業者」という）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

**第 3 条**（許可基準）規則第 17 条第 1 項第 3 号の市長が特に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用車両の最大積載量は…。
- (2) 業務を実施する場合の業務作業員（運転手を含む）は、車両 1 台につき…。
- (3) 処理施設に搬入する廃棄物の量は、市長の認定した量を超えないものであるとともに、香芝市以外において収集した一般廃棄物を香芝市の処理施設に搬入しないこと。
- (4) 以下省略…

**第 7 条**（許可の取消し及び停止）規則第 21 条第 1 項第 5 号の市長が特に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 香芝市内以外からの一般廃棄物を香芝市の処理施設に搬入したとき。
- (2) 産業廃棄物を香芝市の処理施設に搬入したとき。
- (3) 香芝市の指示に従わなかったとき。
- (7) その他市長が悪質な違反行為をしたと認めたとき。

**第8条** (停止に至らない違反行為に対する処置) 市長は、停止に至らない違反行為について、必要があると認めたときは、処理業者に対し書面又は口頭で警告又は注意をすることができる。

**第9条** (実地調査) 規則第18条第1項の実地調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可申請書の記載事項及び作業実施計画との相違の有無
- (2) 作業実施に当たり、法令の規定に違反する事項の有無
- (3) 環境衛生上必要と認める事項
- (4) その他必要と認める事項

## ■6：香芝市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分取扱基準

(平成30年4月1日市民衛生課 要綱・通知)

**第1条** (目的) この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という）に対して行う許可の取消し等の行政処分に係る必要な事項を定めることにより、法の目的の実現並びに行政処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

**第3条** (対象) 行政処分は、法又は法に基づく処分に違反する行為を行った許可業者に対して、行政指導だけでは法の目的を達成できない場合に行うこととする。ただし、香芝・王寺環境施設組合から搬入停止処分等を受けたことにより目的を達成できたと市長が認めた場合は、この限りでない。

## ■7：香芝市行政手続条例

**第1条** (目的) この条例は、行政手続法第46条の規定の趣旨に則り、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

**第35条の2** 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

## ■8：王寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

**第18条** (一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請) 法第7条第1項の許可若しくはその更新又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。…

## ■ 9 : 王寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

**第7条**（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の基準）法第7条第1項又は第7条の2第1項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第3項各号…に適合していること。
- (2) 申請者が町内に住所又は営業所…を有する者であること。
- (5) 前各号のほか、町長が特に定める事項

**第11条**（許可の取消し等）町長は、処理業者…が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 第7条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が特に定める事項

第2項 町長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

## ■ 10 : 地方自治法

### 第2条

第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

**第199条** 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

第2項 監査委員は前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通公共団体の事務…の執行について監査をすることができる。…

第8項 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

**第284条**（組合の種類及び設置）地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

第2項 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事

務組合の成立と同時に消滅する。

**第 292 条**（普通地方公共団体に関する規定の準用）地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

## ■ 1 1 : 行政手続法

**第 46 条**（地方公共団体の措置）地方公共団体は、第 3 条第 3 項において第 2 章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ■ 1 2 : 監査必携（全国町村監査委員協議会編著）

### 第 2 篇第 2 章第 1 節（監査等の種類）

**第 14 条**（監査）監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (3) 行政監査（法第 199 条第 2 項の規定による監査）必要があると認めるとき、町村の事務…の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に実施するもの

#### 別項第 4 行政監査の着眼点

##### (4) 規制行政

###### ア 共通事項

- (ア) 規制行政（公共の秩序を維持し、又は経済、環境等について望ましい秩序を作り出すための行政）を行うにあたり、許認可、実態の監視及び代執行その他の強制措置についての運用基準、要綱等は整備され、また、見直しが適切になされているか。〈行手 5, 12〉
- (イ) 許認可事務等は、関係法令等に基づき、迅速、確実かつ公正に処理されているか。〈行手法 6, 7, 8〉
- (ウ) 関係機関、部課との調整、連携が適切に行われているか。〈法 138 の 3①②〉
- (エ) 許認可の事務手続は、事務事業の目的に比べて手続等が煩雑なため申請者に過剰な負担を課していないか。また、申請の窓口が統一され申請者の利便も考慮したものとなっているか。
- (カ) 監視は十分に行われ、違反物件等に対する是正措置は適切に行われているか。
- (キ) 不服申立てに対して、法令等の手続により迅速に対応がなされているか。〈行審法〉
- (ク) 規制内容が時代の要請に適合しているか等の各種分析が十分に行われ、その成果が活用されているか。
- (ケ) 関係機関等検査は適切に受けているか。
- (シ) 外部からの情報に対し適切に対応し、必要に応じ立入調査等は実施されているか。